

第70回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時

■ 開催場所

東京都港区芝浦三丁目12番7号
住友不動産田町ビル
ベルサール田町 3階 Room 4・5

■ 目次

第70回定時株主総会招集ご通知……	1
(添付書類)	
事業報告……	2
連結計算書類……	20
計算書類……	30
監査報告書……	37
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役7名選任の件……	40
第2号議案 監査役2名選任の件……	45
第3号議案 補欠監査役1名選任の件…	47

(証券コード9367)
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目6番8号

大東港運株式会社

取締役社長 曾 根 好 貞

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目12番7号 住友不動産田町ビル
ベルサール田町 3階 Room 4・5
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daito-koun.co.jp/>) に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、夏場に相次ぐ自然災害があったものの企業収益の伸長から設備投資は堅調に推移しました。

個人消費については雇用環境が改善したものの物価上昇による可処分所得の伸び悩みから緩やかな回復基調を迎えました。

海外経済においては、米国では個人消費や設備投資が増加したものの、通商問題や金融政策など不透明感が高まりました。

欧州では輸出環境の悪化と環境規制強化などが起因し、景気は緩やかな回復にとどまりました。

中国はインフラ投資の減速や米中貿易摩擦の激化を受けて景気は鈍化、アジアにおいては緩やかな回復となりました。

かかる環境下、物流業界におきましては、欧州およびアジアからの輸入はおおむね横ばい、米国からの輸入は持ち直しの動きがみられました。

輸出に関してはこのところ弱含みで推移しました。

当社の取扱いにおいては、その主要部分を占める食品の輸入は、畜産物および水産物ならびに農産物他、総じて増加となりました。

また、鋼材の国内物流取扱いにおいても微増となりました。

一方で当社を取り巻く港湾運送の環境は、ドライバー不足が深刻化し物流コストが増加する等、厳しさが増しました。

このような状況の中、当企業集団は『『ありがとう』にありがとう』のコーポレートフィロソフィーの下で、第6次中期経営計画「変化による進化」～Diversification～の2年目を迎え、社員一同以下の中期経営計画諸施策に取り組んでまいりました。

・営業力強化

組織営業力強化に取り組み、前期を上回る、過去最高の営業収益を計上しました。

・生産性向上

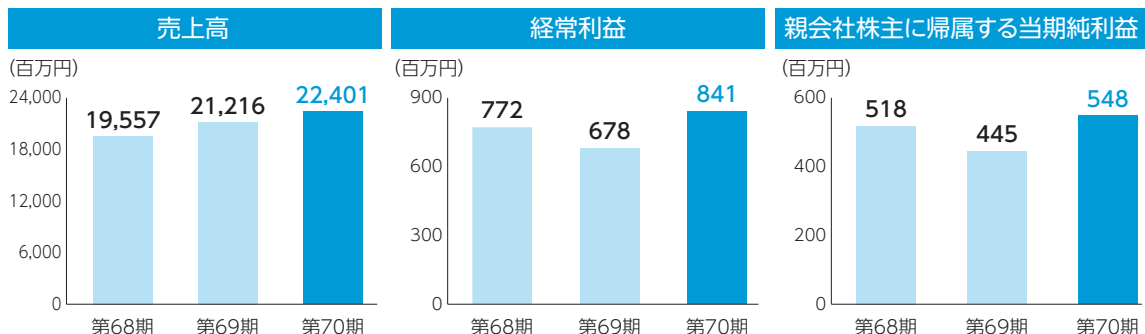
昨年11月にRPA (Robotic Process Automation) によるパイロット試行を始め、今後本格導入するに際し当社業務における生産性向上に効果があることを確認しました。

・事業拡大

昨年11月に韓国・釜山の持分法適用会社である株式会社東甫 (Dongbo Corporation) への持株比率を20%から33%へ増やし提携関係を強化することによって、東アジア市場への取り組み拡大に努めました。

その結果、同中期経営計画2年目となる当連結会計年度における連結売上高は、前年同期比5.6%増の224億1百万円となりました。

また連結経常利益につきましては前年同期間比24.0%増の8億41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期間比23.0%増の5億48百万円となりました。



(注) 当企業集団はこれまで、固定資産除却損を「特別損失」に計上しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、経年劣化による代替・廃棄から発生する固定資産除却損を「営業外費用」の「その他」に計上する方法に変更しております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「固定資産除却損」1,618千円は「営業外費用」の「その他」に組み替えており、この組替えに伴い前連結会計年度の「経常利益」680,493千円を678,875千円に変更しております。

セグメント別の営業状況は、次のとおりであります。

[輸出入貨物取扱事業]

輸出入貨物取扱事業は、畜産物・水産物・農産物他の増加により、売上高は前年同期間比4.2%増の188億31百万円となりました。

[鉄鋼物流事業]

鉄鋼物流事業は、鉄鋼製品の国内需要が堅調に推移したことから、売上高は前年同期間比1.6%増の15億45百万円となりました。

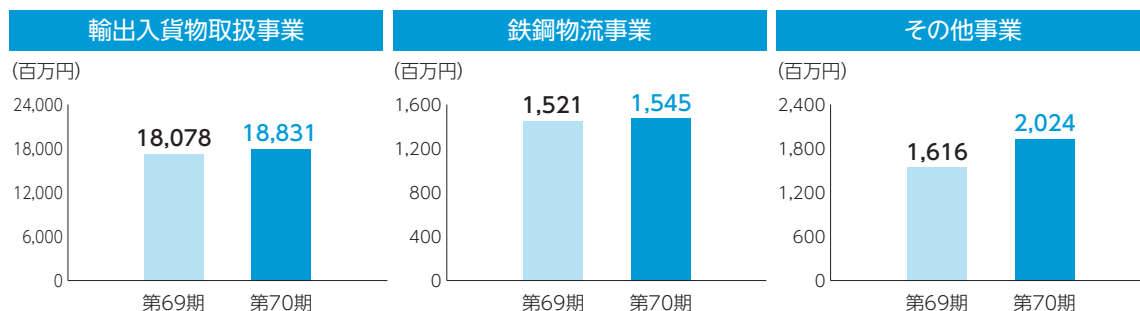
[その他事業]

その他事業は、港湾運送収入の増加により、売上高は前年同期間比25.3%増の20億24百万円となりました。

セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		当連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		売上高 増 減 (%)
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
輸 入 貨 物 取 扱 事 業	18,078,825	85.2	18,831,101	84.1	4.2
鉄 鋼 物 流 事 業	1,521,306	7.2	1,545,677	6.9	1.6
そ の 他 事 業	1,616,102	7.6	2,024,867	9.0	25.3
合 計	21,216,233	100.0	22,401,647	100.0	5.6



(2) 対処すべき課題

来期の景気見通しにつきましては、個人消費・設備投資などは堅調に推移するものの、海外経済の減速を背景とした輸出の低迷や10月の消費税率引き上げによる影響など予断を許さない状況で推移することが見込まれます。

また当社主力事業の輸出入貨物取扱事業は、日米物品貿易協定・米中貿易協議・米EU貿易協議・英国のEU離脱問題など今までの世界貿易バランスへ与える影響、中国経済の先行き不確実性などに留意が必要なものとして予想されます。

鉄鋼物流事業におきましても消費税率引き上げによる影響が懸念されます。

加えて、労働人口減少傾向に伴うドライバー不足は深刻さを増し、燃料価格の高止まりとも相俟って引き続き物流コストの上昇が危惧されます。

このような状況のもと、当企業集団は引き続き、コーポレートフィロソフィーである「『ありがとう』にありがとう」を掲げ、来期（2020年3月期）を最終年度とした3ヵ年の「第6次中期経営計画」に則り、引き続き3つの計画骨子に取り組み、「変化による進化」～Diversification～を経営ビジョンとして全社一丸となって更なる発展を目指してまいります。

第6次中期経営計画の骨子は、以下のとおりです。

- (1) 営業力強化
新たな営業体制により、個（営業担当者）の力と組織力を高め、収益向上を図ります。
- (2) 生産性向上
業務・組織の再配置、人材育成、IT活用による効率化・省力化を図ります。
- (3) 事業拡大
物流対策に注力するとともに、グループ全体で付加価値増大・事業の拡大を図ります。

来期の連結売上高は220億円、連結営業利益は7億50百万円、連結経常利益は7億50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5億円を予想しております。

株主の皆様には今後とも引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 67 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第 68 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 69 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 70 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売 上 高	19,304,916	19,557,874	21,216,233	22,401,647
経 常 利 益	757,298	772,146	678,875	841,569
親会社株主に帰属する当期純利益	519,747	518,279	445,636	548,029
1株当たり当期純利益	57円21銭	58円25銭	50円08銭	61円59銭
総 資 産	10,492,159	10,983,449	11,335,420	11,680,545
純 資 産	4,531,265	5,042,726	5,506,950	5,891,098
1株当たり純資産額	509円26銭	566円74銭	610円82銭	653円78銭

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資の比率	主 要 な 事 業 内 容
大 東 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	千円 42,000	% 100	倉庫業、陸上運送事業
株 式 会 社 大 東 物 流 機 工	300,000	100	陸上運送事業
大 東 港 運 (江 陰) 儲 運 有 限 公 司	185,000	100	倉庫業
株 式 会 社 ダ イ ト ウ サ ー ビ ス	80,000	100	労働者派遣事業、福祉用具販売卸・レンタル卸業
丸 田 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	74,750	100	陸上運送事業
Ever Glory Logistics Pte. Ltd.	シンガポールドル 1,550,000	67.56	運送、倉庫、フレイトフォワードディング業

(注) 株式会社大東物流機工と株式会社ダイトウサービスは、2019年4月1日付にて合併し、社名をダイトウ物流株式会社といたしました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、陸上運送事業、倉庫業、通関業、損害保険代理業

(8) 主要な事業所

- ① 当社本社 東京都港区芝浦四丁目6番8号
- ② 当社の主要な事業所

事業所名	所在地
横浜支店	横浜市中区
川崎支店	川崎市川崎区
千葉支店	千葉県船橋市
大阪支店	大阪市西区
神戸営業所	神戸市中央区
福岡営業所	福岡市博多区

③ 子会社の主要な事業所

事業所名	所在地
大東運輸倉庫株式会社	神奈川県相模原市
株式会社大東物流機工	千葉県船橋市
大東港運（江陰）儲運有限公司	中国江蘇省江陰市
株式会社ダイトウサービス	千葉県船橋市
丸田運輸倉庫株式会社	横浜市鶴見区
Ever Glory Logistics Pte. Ltd.	シンガポール

(9) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男	241名	増1名	42.1才	16.5年
女	110名	増13名	33.1才	8.8年
合計または平均	351名	増14名	39.3才	14.0年

- (注) 1. 従業員数は、国内就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 平均年令、平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均年令、平均勤続年数は、他社からの受入出向者を除き、他社へ出向している者を含む正社員についての当期末の数値を算出しています。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	656,000
株式会社みずほ銀行	549,750
株式会社三井住友銀行	512,000
日本生命保険相互会社	54,000

千円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	500百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

当社は社会貢献活動として、東京都港区立芝浦小学校に対し、交通安全意識の高揚を図るための専用掲示板を寄贈しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,589,000株
 (2) 発行済株式総数 8,897,754株 (自己株式491,246株を除く)
 (3) 株主数 1,315名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
協友商事株式会社	1,275,000	14.32
株式會社住友倉庫	796,000	8.94
A I G 損害保険株式会社	700,000	7.86
神鋼物流株式会社	600,000	6.74
横浜冷凍株式会社	438,000	4.92
曾根好貞	336,000	3.77
大東港運取引先持株會	307,700	3.45
田中孝一	300,000	3.37
日塩株式会社	294,000	3.30
夕力セ株式会社	222,000	2.49

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況
曾根好貞	代表取締役社長（通関総括管理室管掌）
荻野哲司	専務取締役（社長補佐、内部監査室、管理部門、通関部門管掌）
日下部正	常務取締役（営業部門管掌）
北田寿男	常務取締役（業務部門、横浜支店、川崎支店、京葉支店管掌）
岩崎覚之	取締役（大阪支店、神戸営業所、福岡営業所管掌）
小野玲児	取締役、神鋼物流株式会社常務取締役
日和佐信子	取締役、公益財団法人日弁連法務研究財団法科大学院評価委員会委員・ テーブルマーク株式会社顧問・公益財団法人食の安全・安心財団評議員
持田哲夫	常勤監査役
鎌田栄次郎	監査役、株式会社マルゼン社外取締役
花田富夫	監査役

- (注) 1. 取締役小野玲児および日和佐信子の両氏は、社外取締役であります。なお日和佐信子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役芳村則起氏が、2018年12月7日に辞任され退任したことにより、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において補欠監査役に選任された花田富夫氏が同日付で監査役に就任しております。
3. 監査役鎌田栄次郎および花田富夫の両氏は、社外監査役であります。なお鎌田栄次郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役鎌田栄次郎氏は、銀行業務の経験から財務面に対する高い見識を有しております。
5. 監査役花田富夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識を有しております。
6. 2018年6月28日付をもって、取締役の地位を次のとおり変更いたしました。
専務取締役 荻野 哲司 担当の変更はなし
常務取締役 北田 寿男 担当の変更はなし
7. 当社は2010年7月1日付で執行役員制度を導入しております。
なお、2019年3月31日現在の執行役員の役位、担当は以下のとおりであります。

●執行役員の氏名等

氏名	役位	担 当
伊 串 昇	上席執行役員	流通営業部、業務部担当
田 島 栄 太	執行役員	総合企画部長委嘱、人事部、経理部担当
二 瓶 昭 夫	執行役員	営業第三部長委嘱、営業第四部担当
柏 木 秀 幸	執行役員	営業推進室長委嘱、営業第一部、営業第二部担当
田 中 晃	執行役員	大阪支店長委嘱
笠 原 健 司	執行役員	Ever Glory Logistics Pte. Ltd. 出向

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、また社外監査役は金360万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 107,319千円（うち社外 1名 3,600千円）

監査役 4名 22,725千円（うち社外 3名 7,500千円）

(注) 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。なお、社外取締役1名は無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1) 取締役 小野 玲 児

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

取締役小野玲児氏は神鋼物流株式会社の常務取締役であります。

なお、神鋼物流株式会社は当社の運送等の取引先であります。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

2) 取締役 日和佐 信 子

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

3) 監査役 鎌田 栄次郎

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

監査役鎌田栄次郎氏は株式会社マルゼンの社外取締役であります。

なお、当社と株式会社マルゼンとの間に取引関係はありません。

4) 監査役 芳村 則起

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

芳村則起氏は2018年12月7日に退任しました。それまでの他の法人等の業務執行者の兼職状況に該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

5) 監査役 花田 富夫

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 小野 玲児

主な活動状況

当期開催の取締役会12回中11回に出席し、会社経営層としての経験を活かして、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

2) 取締役 日和佐 信子

主な活動状況

当期開催の取締役会12回全てに出席し、食に関する豊富な経験と知識ならびに経営に関する幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3) 監査役 鎌田 栄次郎

主な活動状況

当期開催の取締役会12回全てに出席、また監査役会14回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った高度な知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4) 監査役 芳村 則起

主な活動状況

2018年12月7日に退任するまでに開催された取締役会8回全てに出席、また監査役会10回全てに出席し、弁護士として培われた高度で専門的な知識・経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5) 監査役 花田 富夫

主な活動状況

就任後開催の取締役会4回全てに出席、また監査役会4回全てに出席し、税理士として培われた高度で専門的な知識・経験をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

28,000千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では同契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に上程いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「法令遵守規定」における遵守事項（行動基準）並びに「就業規則」において、当社グループの全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
- ロ. 法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「コンプライアンス・リスク全社統括委員会」を設けることとします。同委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
- ハ. 内部監査室は、「内部監査規定」に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について当社及び子会社に対して定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。

また、「輸出入関連業務に係る法令遵守規定」に基づき輸出入関連業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について定期的に監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
 - ロ. 取締役及び監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「コンプライアンス・リスク委員会」において当社グループの全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署及び各子会社の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
 - ロ. 各部署は「業務分掌規定」及び「職務権限明細表」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
 - ハ. リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長並びに監査役に報告され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
 - ニ. 当社は不測の事態に備え、また危機管理体制の一環として、事業継続を行うため、当社グループを対象とする危機管理マニュアルの作成を行い、当社グループの全役職員に周知することとします。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 当社経営会議は、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づき各部署の業務を執行するものとします。
 - ハ. 職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各子会社を含めた各部署の業績目標値及び予算配分等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部署長会議において目標の進捗状況を報告することとします。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に努め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。
 - ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制プロセスについて監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社においては、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な事象が発生した場合の報告を義務付け、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。
 - ハ. 当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとし、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。
 - ニ. 子会社においても、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議にて報告させるよう義務づけるものとします。
 - ホ. 子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表作成のための関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。
また、子会社は毎月当社経理部に財務諸表等を報告し、経理部では内容の検証を行うこととします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 社長室、内部監査室、通関総括管理室及び管理部門は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。
 - ロ. 監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては最優先で取り組み、監査役の指揮命令に従うこと、また取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。
 - ハ. 監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。
 - ニ. 内部監査室は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、常勤監査役はコンプライアンス・リスク全社統括委員会等の重要な会議に出席して、当社グループの内部監査、コンプライアンス・リスク等の現状を検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。
 - ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令の違反行為、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、その内容を直接速やかに監査役へ報告するものとします。
 - ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に対して直接報告することによって、報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行わないこととします。
 - ニ. その他、監査役が必要と認めた事項について、報告を求められたときは当社及び子会社の取締役及び使用人は可及的速やかに適切な報告を行うものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。
 - ロ. 内部監査室は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。
 - ハ. 全役職員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計監査人等の外部専門家から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとします。
 - ニ. 外部専門家への相談に関して、その費用は会社が負担するものとし、前払い又は償還手続きに速やかに応じるものとします。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社及び当社グループは、「法令遵守規定」において社会・政治との適正な関係を保つため「反社会的勢力並びに反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わず、不当な要求等に屈しない」旨を規定しており、全役職員はこれらとの関係を一切遮断し、不当な要求等に対して毅然とした対応を行うこととします。
 - ロ. 総務部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、情報を集約し一元的に管理するとともに、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた時に適切な助言、協力を得ることができるよう平素より警察、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社では代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク全社統括委員会を月1回開催し、各部署及びグループ会社から報告されたリスクマネジメントのレビューを実施して全社的に情報共有を図り、リスク回避に努めました。また当該内容は3ヶ月に1回、法令遵守等の報告について取締役会で報告しております。
- ②当社では内部監査室が策定した内部監査計画書に基づき、業務監査、AEO監査、その他特例による監査を各部署年1回を基本とし適宜実施し、監査調書による報告会を行いました。また、必要に応じて是正指導を行い、後日フォローアップ監査も行いました。
- ③当社では全社的に内部統制の評価範囲を決定して、各統制項目別に整備状況評価及び運用状況評価を実施致しました。また当該内容は3ヶ月に1回、内部統制の進捗状況について取締役会で報告しております。
- ④当社では不祥事及び法令違反、パワーハラスメント等の早期発見のため従業員らに情報と呼びかけるコンプライアンス相談窓口を設けております。また相談することによって不利益になるようなことがないように十分に配慮しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的な利益還元を重要な課題と考え、安定的な配当を行うことを基本としております。

加えて、経営基盤の整備状況や業績動向を踏まえ、適切な配当水準を継続的に維持することにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

2019年3月期の期末配当につきましては、2019年5月10日開催の取締役会において前年実績の普通配当金10円に創立60周年の記念配当金2円を合わせた12円より1円増配し、普通配当金として1株当たり13円00銭と決議させていただきました。また、内部留保につきましては、財務の健全性に留意しつつ、今後の事業展開を踏まえた投資原資として備えることとしており、次のとおり決議させていただきました。

① 決議された期末配当に関する事項

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額 115,670,802円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月26日

② 決議された剰余金の処分に関する事項

- イ 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 300,000,000円
- 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

本事業報告中の記載金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	11,680,545	(負債の部)	5,789,446
流動資産	5,946,685	流動負債	3,273,802
現金及び預金	1,572,109	支払手形及び営業未払金	1,587,068
受取手形及び営業未収入金	3,345,654	短期借入金	609,008
たな卸資産	526,806	リース債務	26,715
前払費用	98,289	未払費用	204,027
未収入金	6,767	未払法人税等	207,309
その他	420,011	未払消費税等	51,435
貸倒引当金	△22,953	賞与引当金	292,251
固定資産	5,733,859	その他	295,986
有形固定資産	3,109,388	固定負債	2,515,644
建物及び構築物	484,658	長期借入金	1,194,307
機械装置及び運搬具	266,842	リース債務	38,066
土地	2,282,394	再評価に係る繰延税金負債	161,263
リース資産	45,553	退職給付に係る負債	972,285
その他	29,938	長期未払金	74,109
無形固定資産	335,504	その他	75,611
ソフトウェア	142,152	(純資産の部)	5,891,098
電話加入権	10,342	株主資本	5,588,055
施設利用権	112,758	資本金	856,050
ソフトウェア仮勘定のれん	1,550	資本剰余金	609,280
	68,700	利益剰余金	4,316,863
投資その他の資産	2,288,966	自己株式	△194,138
投資有価証券	767,024	その他の包括利益累計額	229,095
長期貸付金	45,668	その他有価証券評価差額金	69,054
破産更生債権等	8,252	土地再評価差額金	56,288
長期前払費用	20,999	為替換算調整勘定	15,116
保険積立金	867,939	退職給付に係る調整累計額	88,636
繰延税金資産	391,171	非支配株主持分	73,946
その他	226,191		
貸倒引当金	△38,280		
資産合計	11,680,545	負債純資産合計	11,680,545

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		22,401,647
営業原価		17,803,728
営業総利益		4,597,918
販売費及び一般管理費		3,798,484
営業利益		799,433
営業外収益		
受取利息	3,006	
受取配当金	18,159	
受取保険金	20,781	
受取手数料	3,422	
その他	22,237	67,607
営業外費用		
支払利息	18,257	
複合金融商品評価損	4,172	
その他	3,041	25,472
経常利益		841,569
特別利益		
固定資産売却益	3,351	3,351
特別損失		
固定資産除却損	2,292	
投資有価証券評価損	1,695	
ゴルフ会員権評価損	2,050	6,037
税金等調整前当期純利益		838,883
法人税、住民税及び事業税	292,488	
法人税等調整額	△6,593	285,894
当期純利益		552,988
非支配株主に帰属する当期純利益		4,959
親会社株主に帰属する当期純利益		548,029

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	856,050	609,280	3,875,607	△194,136	5,146,801
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△106,773		△106,773
親会社株主に帰属する当期純利益			548,029		548,029
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			441,255	△1	441,254
当 期 末 残 高	856,050	609,280	4,316,863	△194,138	5,588,055

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累計額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	143,613	56,288	25,364	62,872	288,138	72,011	5,506,950
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△106,773
親会社株主に帰属する当期純利益							548,029
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△74,559		△10,247	25,764	△59,042	1,935	△57,106
当 期 変 動 額 合 計	△74,559		△10,247	25,764	△59,042	1,935	384,147
当 期 末 残 高	69,054	56,288	15,116	88,636	229,095	73,946	5,891,098

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

6社

主要な連結子会社の名称

大東運輸倉庫(株)

(株)大東物流機工

大東港運（江陰）儲運有限公司

(株)ダイトウサービス

丸田運輸倉庫(株)

Ever Glory Logistics Pte.Ltd.

② 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

ダイトウ保険センター(株)

連結の範囲から除いた理由

ダイトウ保険センター(株)は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社 1社

の数

主要な持分法適用関連会社 (株)東甫

の名称

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

ダイトウ保険センター(株)

持分法を適用しない理由

子会社である、ダイトウ保険センター(株)は当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛作業支出金

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商 品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

最終仕入原価法

ただし、軽油については総平均法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、親会社の大阪支店サントリー物流センター・東扇島倉庫B棟・三木インランドデポに属する有形固定資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

子会社の役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,765,271千円	
(2) 担保に供している資産	建物及び構築物	207,010千円
	土地	1,226,872千円
	計	1,433,882千円
	(上記に対応する債務)	
	短期借入金	433,000千円
	長期借入金	1,172,750千円
	計	1,605,750千円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、2000年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に計上しております。

(再評価の方法)

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

なお、同法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価評価額(1,212,382千円)と再評価後の帳簿価額(1,412,637千円)との差額は200,255千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数 普通株式 9,389,000株
(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	106,773	12.00	2018年3月31日	2018年6月29日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	115,670	13.00	2019年3月31日	2019年6月26日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業集団は、経営計画に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入（主として長期）により調達し、資金運用については、安全性の高い定期預金等で一時的余資を運用しております。

受取手形及び営業未収入金に係る各顧客の信用リスクは、与信及び期日管理をするとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスクの軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金・設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは資金管理規定に従い、投機的な取引は行わないこととしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差 額
(1)現金及び預金	1,572,109	1,572,109	
(2)受取手形及び営業未収入金	3,345,654	3,345,654	
(3)投資有価証券			
その他有価証券	610,770	610,770	
(4)支払手形及び営業未払金	(1,587,068)	(1,587,068)	
(5)短期借入金	(50,000)	(50,000)	
(6)長期借入金	(1,754,236)	(1,755,987)	1,751
(7)デリバティブ取引	—	—	

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び営業未払金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（一年以内返済長期借入金を含んでおります。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2.非上場株式（連結貸借対照表計上額156,254千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県その他の地域において、賃貸用の倉庫・事務所（土地を含む。）を有しております。

2.賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,591,883	1,608,700

注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は主として「不動産鑑定評価基準」に準じた調査による金額であります。なお、事業用土地の再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

653円78銭

1株当たり当期純利益

61円59銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	11,316,242	(負債の部)	6,019,631
流動資産	5,094,408	流動負債	3,531,078
現金及び預金	908,314	営業未払入金	1,984,013
受取手形	14,426	短期借入金	599,000
営業未収入	3,175,072	長期借入金	11,833
仕掛作業支出	523,268	未払費用	65,759
貯蔵品	2,739	未払法人税等	174,283
前払費用	66,637	未払消費税	183,359
関税等立替	353,653	未払消費税	39,120
未収入金	7,638	預り金	49,531
その他金	45,505	税引当り	42,197
倒引当金	△2,847	賞与引当	276,232
固定資産	6,221,834	固定負債	2,488,552
有形固定資産	2,891,199	長期借入金	1,172,750
建物	271,756	長期借入金	15,153
構築物	202,368	再評価に係る繰延税金負債	161,263
機械及び装置	87,753	退職給付引当	1,049,971
車両運搬具	0	長期未払金	69,040
工具器具及び備品	22,011	その他	20,374
土地	2,282,394	(純資産の部)	5,296,610
リース資産	24,914	株主資本	5,172,055
無形固定資産	217,079	資本剰余金	856,050
ソフトウェア	136,296	資本準備金	625,295
電話加入用	8,193	利益剰余金	3,884,848
施設利用権	71,040	利益準備金	140,000
ソフトウェア仮勘定	1,550	その他利益剰余金	3,744,848
投資その他の資産	3,113,554	別途利益剰余金	2,950,000
投資有価証券	727,846	繰越利益剰余金	794,848
関係会社株	717,570	自己株式	△194,138
関係会社出資	5,000	評価・換算差額等	124,555
長期貸付	78,798	その他有価証券評価差額金	68,267
従業員長期貸付	30,000	土地再評価差額金	56,288
関係会社長期貸付	12,688		
破産更生債権等	86,560		
長期前払費用	4,695		
差入保証金	20,017		
会費	158,403		
保険積立	26,564		
繰延税金	867,939		
倒引当	412,246		
	△34,775		
資産合計	11,316,242	負債純資産合計	11,316,242

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		21,191,414
営 業 原 価		16,875,107
営 業 総 利 益		4,316,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,600,910
営 業 利 益		715,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,713	
受 取 配 当 金	18,034	
受 取 手 数 料	3,367	
受 取 保 険 金	20,781	
そ の 他 収 益	9,560	54,457
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,181	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	4,172	
そ の 他 費 用	3,005	23,359
経 常 利 益		746,494
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,292	
子 会 社 株 式 評 価 損	72,498	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,050	76,840
税 引 前 当 期 純 利 益		669,653
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	253,740	
法 人 税 等 調 整 額	△9,277	244,463
当 期 純 利 益		425,190

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	856,050	625,295	625,295	140,000	2,650,000	776,430	3,566,430	△194,136	4,853,639
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立					300,000	△300,000			
剰余金の配当						△106,773	△106,773		△106,773
当 期 純 利 益						425,190	425,190		425,190
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計					300,000	18,417	318,417	△1	318,415
当 期 末 残 高	856,050	625,295	625,295	140,000	2,950,000	794,848	3,884,848	△194,138	5,172,055

	評価・換算差額等			純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	143,184	56,288	199,472	5,053,112
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				△106,773
当 期 純 利 益				425,190
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△74,917		△74,917	△74,917
当期変動額合計	△74,917		△74,917	243,498
当 期 末 残 高	68,267	56,288	124,555	5,296,610

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛作業支出金

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

最終仕入原価法

ただし、軽油については総平均法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、大阪支店サントリー物流センター・東扇島倉庫B棟・三木インランドデポに属する有形固定資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～38年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジによっております。
- なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。
- (表示方法の変更)
 (『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)
 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	3,063千円	
	短期金銭債務	843,114千円	
	長期金銭債権	86,560千円	
	長期金銭債務	17,729千円	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		1,305,661千円	
(3) 担保に供している資産	建	物	207,010千円
	土	地	1,226,872千円
		計	1,433,882千円
	(上記に対応する債務)		
	一年以内返済		433,000千円
	長期借入金		1,172,750千円
	長期借入金		1,605,750千円
		計	1,605,750千円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、2000年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に計上しております。

(再評価の方法)

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

なお、同法律第10条に定める再評価を行った土地の当期末における時価評価額(1,212,382千円)と再評価後の帳簿価額(1,412,637千円)との差額は200,255千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	84,700千円
	営業費用	3,125,979千円
	営業取引以外の取引高	2,613千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数	普通株式	491,246株
-------------	------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	12,788千円
貸倒引当金	11,520千円
未払事業税	12,008千円
賞与引当金	84,582千円
未払法定福利費	12,280千円
退職給付引当金	321,501千円
長期未払金	21,140千円
子会社株式評価損	22,198千円
関係会社出資金評価損	32,518千円
ゴルフ会員権評価損	31,164千円
その他	6,534千円
繰延税金資産 小計	568,237千円
評価性引当額	△130,793千円
繰延税金資産 合計	437,443千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,197千円
繰延税金負債 合計	△25,197千円
繰延税金資産の純額	412,246千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

会社名	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
(株)大東物流機工	直接100%	兼任3名	陸上運送 の下請	送料の支払い (注)1	2,857,164	営業未払金	798,322

- (注) 1.当該取引は、一般取引先と同様の取引条件によっております。
2.期末残高には、消費税が含まれており、取引金額には含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	595円28銭
1株当たり当期純利益	47円79銭

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

大東港運株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 角田 伸理之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東港運株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東港運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(会計監査人の監査報告書謄本)

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

大 東 港 運 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 伸 理 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東港運株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(監査役会の監査報告書謄本)

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

大東港運株式会社 監査役会

常勤監査役	持田 哲夫	㊦
社外監査役	鎌田 栄次郎	㊦
社外監査役	花田 富夫	㊦

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
1	 <p> <small>そねよし さいだ</small> 曾根好貞 (1959年10月4日生) 再任 </p>	1982年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役 1997年4月 当社常務取締役 1998年6月 当社代表取締役副社長 1999年6月 当社代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役社長内部監査室担当 2010年12月 当社代表取締役社長通関総括管理室、法令監査室担当 2012年6月 当社代表取締役社長内部監査室、法令監査室、通関総括管理室管掌 2013年4月 当社代表取締役社長内部監査室、通関総括管理室管掌 2015年6月 当社代表取締役社長通関総括管理室管掌 現在に至る	336,000株
	取締役候補者とした理由	曾根好貞氏は、1999年以来当社の代表取締役社長を務めており、グループ全体を牽引してきた実績と、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。 当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き、グループを代表する取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
2	 <p>おぎのてつし 荻野哲司 (1956年7月1日生) 再任</p>	<p>1979年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年4月 当社入社、社長室長 2009年6月 当社取締役管理部担当兼社長室長 2010年7月 当社取締役管理部門管掌兼執行役員管理部、経理部担当兼社長室長 2011年6月 当社常務取締役管理部門管掌 2014年6月 当社常務取締役管理部門、内部監査室、通関第一部、通関第二部、食品輸入相談室管掌 2015年6月 当社常務取締役社長補佐、内部監査室、管理部門、通関部門管掌 2018年6月 当社専務取締役社長補佐、内部監査室、管理部門、通関部門管掌 現在に至る</p> <p>荻野哲司氏は、社長の補佐をしながら当社管理部門ならびに通関部門の責任者を務めるなど、経営管理および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しているとともに当社主業である通関業務にも精通しており、当社グループの経営の重要事項の決定を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	85,000株
3	 <p>くさかべただし 日下部正 (1956年12月5日生) 再任</p>	<p>1975年12月 ダイトウマリタイムエージェンシー株式会社入社 1986年11月 当社転籍 2008年4月 当社営業第二部長 2010年7月 当社執行役員営業第一部担当、営業第二部長 2011年6月 当社執行役員営業第一部担当、営業第二部長・営業第三部長 2012年7月 当社執行役員営業第一部、営業第二部、営業第三部、営業第四部担当、営業第三部長 2013年6月 当社取締役営業第一部、営業第二部、営業第三部管掌 2015年6月 当社取締役営業部門管掌 2016年6月 当社常務取締役営業部門管掌 現在に至る</p> <p>日下部正氏は、企業経営、営業部門において豊富な経験と見識を有しており組織を率いる上で強いリーダーシップと求心力に長けており、当社の営業力強化に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	56,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
4	 <p>きただひさお 北田寿男 (1956年1月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1990年6月 当社入社 2003年4月 当社港運部長 2006年4月 当社開発部担当部長 2006年12月 当社営業第一部長 2010年7月 当社執行役員営業第六部、営業第七部担当、 営業第五部長 2013年6月 当社取締役営業第四部、営業第五部管掌 2015年6月 当社取締役業務部門、横浜支店、川崎支店、 京葉支店管掌 2018年6月 当社常務取締役業務部門、横浜支店、川崎支 店、京葉支店管掌 現在に至る</p>	15,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>北田寿男氏は、業務部門において豊富な経験と見識を有しており、協力会社様との連携を強化しながらコンテナ運送手配の維持・向上ならびに、現場の安全作業推進および各支店の管理・発展に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
5	 <p>いぐしのぼる 伊串昇 (1967年10月30日生)</p> <p>新任</p>	<p>1988年4月 当社入社 2012年6月 当社総合企画部長 2015年7月 当社執行役員総合企画部長 2017年7月 当社上席執行役員経理部担当、総合企画部長 2018年7月 当社上席執行役員流通営業部、業務部担当 現在に至る</p>	10,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>伊串昇氏は、長年の管理部門での経験をもとに、計数管理を視野に入れながら、基幹システムのノウハウを活かした現場との対話、要望に対して効率的な仕組みの提案・実行を行うことに適任であると判断し、今回新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
6	 <p>おのの れい じ 小 野 玲 児 (1956年12月3日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1982年 4月 株式会社神戸製鋼所入社 1995年 1月 同社鉄鋼事業本部生産本部加古川製鉄所製鉄部製鉄室長 2001年10月 同社鉄鋼部門神戸製鉄所製鉄・製鋼部製鉄技術室長 2005年 4月 同社鉄鋼部門神戸製鉄所製鉄部長 2009年 4月 同社理事鉄鋼部門神戸製鉄所副所長 2010年 4月 神鋼物流株式会社 顧問 2010年 6月 同社取締役鉄鋼事業本部加古川事業所副所長、同加古川事業所製品物流部長 2011年 6月 同社常務取締役鉄鋼事業本部加古川事業所長 2013年 6月 同社常務取締役鉄鋼事業本部長、同加古川事業所長 2015年 6月 同社常務取締役鋼材製品本部長 2016年 6月 同社常務取締役鋼材製品本部長、原料・運輸本部長、西日本電力プロジェクトグループの担当 現在に至る 2016年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 神鋼物流株式会社常務取締役</p> <p>小野玲児氏は、株式会社神戸製鋼所および当社取引先である神鋼物流株式会社での経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有されており、当社の経営に適切に助言・監督を行って頂けると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一 株
	社外取締役候補者とした理由		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
7	 <p>日和佐信子 (1936年10月13日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1985年 5月 都民生協（現コープとうきょう） 理事 1987年 5月 東京都生活協同組合連合会 理事 1989年 6月 日本生活協同組合連合会 理事 1995年 6月 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 本部長補佐 1997年 5月 全国消費者団体連絡会 事務局長 2002年 6月 雪印乳業株式会社 社外取締役 2005年 4月 公益財団法人横浜市消費者協会 理事長（2016年12月まで） 2009年10月 雪印メグミルク株式会社 社外取締役（2015年6月まで） 2017年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 公益財団法人日弁連法務研究財団法科大学院評価委員会委員 テーブルマーク株式会社顧問 公益財団法人食の安全・安心財団評議員</p> <p>日和佐信子氏は、日本生活協同組合連合会理事・全国消費者団体連絡会事務局長などを務められ、その後、食品メーカーの社外取締役や公益財団法人の理事長を兼職されるなど、食に関する豊富な経験と見識ならびに経営に関する幅広い見識を有されており、当社の経営に適切に助言・監督を行って頂けると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株
社外取締役候補者とした理由			


- (注) 1. 小野玲児、日和佐信子の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は日和佐信子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 当社は小野玲児、日和佐信子の両氏との間で、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
3. 取締役候補者小野玲児氏は神鋼物流株式会社の常務取締役を兼務しております。
神鋼物流株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入および事務所賃借料の支払いについて取引関係にあります。
4. 小野玲児氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 日和佐信子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役3名のうち、鎌田栄次郎、花田富夫の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
1	 <p>鎌田 栄次郎 (1950年5月23日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1973年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>1996年 4月 同行新松戸支店長</p> <p>1999年 9月 同行人事室企画調査役</p> <p>2002年 4月 株式会社みずほ銀行三ノ輪駅前支店長</p> <p>2003年 8月 信用管理サービス株式会社(転籍) 常務取締役 総務部長</p> <p>2006年 4月 みずほ教育福祉財団常務理事</p> <p>2014年 5月 同財団を退団</p> <p>2014年 6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>2015年 5月 株式会社マルゼン社外取締役就任 現在に至る</p>	一株
社外監査役候補者とした理由		鎌田栄次郎氏は、銀行業務を歴任されており財務面において高い見識を有しており、また独立性が高いことから、当社の監査体制の強化に適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
2	 <p>まつだ りゅう た 松田 竜太 (1972年5月26日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1997年3月 一橋大学法学部卒業 1999年4月 弁護士登録(51期) 小野孝男法律事務所入所 (現弁護士法人小野総合法律事務所) 2016年9月 同法律事務所社員(パートナー)就任 現在に至る</p>	一株
	社外監査役候補者とした理由	松田竜太氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、弁護士として法務に関する幅広い見識を有しており、法律の専門家として客観的な立場から当社の監査業務に活躍頂けると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。	


- (注) 1. 当社は、松田竜太氏が所属している弁護士法人小野総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鎌田栄次郎、松田竜太の両氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は鎌田栄次郎氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。また、松田竜太氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
3. 当社は鎌田栄次郎氏との間で、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は360万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、松田竜太氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 鎌田栄次郎氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましても、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
 <p>はな だ とみ お 花 田 富 夫 (1945年6月13日生)</p>	<p>1964年4月 札幌国税局総務部総務課入局 1993年7月 神奈川税務署総務課長 1998年7月 日野税務署副署長 2003年7月 麻布税務署副署長(総務・広報広聴、管理・徴収担当) 2004年9月 花田富夫税理士事務所開設 2005年1月 当社顧問税理士 2014年3月 当社社外監査役(同年6月に退任) 2018年12月 当社社外監査役 現在に至る</p>	3,000株
補欠の社外監査役候補者 とした理由	花田富夫氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、税理士としての専門知識・経験等を有しており、その高い見識から当社の社外監査役として適宜・適切な監査を遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 花田富夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花田富夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は花田富夫氏との間で、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は360万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 花田富夫氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって約7カ月となります。

以上

〈× ㄇ 欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦三丁目12番7号 住友不動産田町ビル
ベルサール田町3階 Room 4・5
電話 03-3457-5051(代)



●最寄駅

JR山手線・京浜東北線 田町駅東口より徒歩約4分
都営地下鉄三田線・浅草線 三田駅A4より徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915